

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について」の一部改正について

今般、「労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について」（平成15年10月22日基発第1022004号）について、その後の大学における施行状況等の事情にかんがみ、下記のとおり改正を行い、平成18年3月1日より適用することとするので、了知の上、取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

平成15年10月22日付け基発第1022004号「労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の適用について」第2項中「当該業務は」を「教授研究の業務」とはに、「講師の業務」を「講師（以下「教授等」という。）の業務」に、「学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師が」を「教授等が」に改め、「患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は含まれないものであること。」を削り、「講義等の授業の時間が、多くとも、」を「研究の業務のほかに講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間が、」に、「なお、患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務は教授研究の業務に含まれないことから、当該業務を行う大学の教授、助教授又は講師は専門業務型裁量労働制の対象とはならないものであること。」を「なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制（複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確

保が容易である体制をいう。) により行われるものについては、教授研究の業務として取り扱って差し支えないこと。」に改める。